

松本大学 学友会会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は松本大学学友会と称する。

第2条 (目的)

本会は、学則に基づき、学生の自治的行動により、学生生活の安定向上と学生相互の親睦をはかり、大学を充実発展させることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条に定めた目的を達成するため、次に定めた事業を行う。

- (1) 学術・スポーツおよび文化の振興に関する活動
- (2) 学生の厚生に関する活動
- (3) 外部団体との交流と親睦を深め、情報を交換する活動
- (4) 教職員と学生相互の親睦をはかる活動
- (5) 刊行物の発行・インターネットへの公開等に関する活動
- (6) 学生大会の決議に基づく活動
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第2章 組 織

第4条 (会員)

- (1) 本会は全学生を会員とし、これによって構成する。
- (2) 会員は第3条の事業を遂行するために学友会に参加する権利を有し、義務を負う。

第5条 (機関)

本会を運営のため、次の機関をおく。

- (1) 学生大会
- (2) 常任委員会
- (3) 監査委員
- (4) 選挙管理委員
- (5) クラブ協議会

第3章 学生大会

第6条 (招集)

最高議決機関である学生大会は、全会員によって構成され、次の場合、学友会長・副学友会長・書記・会計（以下「常任四役」という）がこれを招集する。

- (1) 定期大会（4月）
- (2) 常任委員会が必要と認めた時
- (3) 会員の3分の1以上の者の連署による請求があった時

第7条 (定足数及び資格審査)

学生大会は、全会員の過半数の出席をもって成立する。委任状による出席を認める。

2 資格審査員は委任状を含めた会員の出席を確認の後、定足数との照合を行い、議長および学友会長に大会の成立の可否を報告する。なお、資格審査委員は常任委員会が指名する。

第8条 (告示)

学生大会の招集は、開会の日時、場所及び議題その他必要事項とともに開会の7日前までに、告示しなければならない。

第9条 (大会の議長)

学生大会に議長を1名おく。議長は常任委員会が指名し職務にあたる。

第10条 (大会の書記)

大会に書記3名をおく。書記は常任四役の書記がこれにあたる。

第11条 (議事録)

大会において、書記は議事録を作成しその末尾に署名しなければならない。

その議事録は10日以内に大会議長に提出し、その署名を受けた後、書記はそれを管理する。

2 議事録の保管期間は5年間とする。

第12条 (議決事項)

学生大会は、次にかかげる事項を議決する。

- (1) 基本的活動方針の決定
- (2) 会則の改正及び諸規定の制定・改廃
- (3) 事業計画及び予算に関する事
- (4) 事業報告及び決算に関する事
- (5) 常任委員会の選任に関する事
- (6) その他学友会長が必要と認めた事項

第13条 (議決)

議決事項は、現出席者に委任状を加えた総数の過半数をもって成立する。

2 議決に際し、資格審査をその都度行う。

第4章 常任委員会

第 14 条 （常任委員会）

本会の会務執行のために常任委員会を置く。

第 15 条 （構成）

常任委員会は、常任四役、報道局・渉外局・体育局・学祭局の正副局長、クラブ協議会の正副会長で構成する。また、必要に応じて役員を置くことができる。

- 2 正副局長の選出は、常任四役が指名する。
- 3 クラブ協議会の正副会長は、クラブ協議会の総会で選出される。
- 4 常任委員会構成員の任期は1年間とする。
- 5 各事業の運営に際し、常任四役が認めた場合は担当局を置くことができる。正副局長の選出は、常任四役が指名する。

第 16 条 （招集）

常任委員会は、学友会長が必要と認めた時に、招集する事ができる。常任委員会構成員の4分の1以上の者から常任委員会招集の請求があった時は、学友会長はこれを招集しなければならない。

- 2 招集は、開会の3日前までに、これを告示しなければならない。但し、急を要する場合は、この限りではない。

第 17 条 （議事運営）

常任委員会は、常任委員会構成員数の半数以上の構成員が出席しなければ、会議を開く事ができない。

- 2 常任委員会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、学友会長の決するところによる。

第 18 条 （報告）

各事業の運営にあたる役員は、事業の進行に関する情報を常任委員会構成員に対し、遅滞なく報告するものとする。

第 5 章 常任四役

第 19 条 （常任四役）

常任四役は常任委員会を運営し、学生大会で承認された各局の方針を円滑に執行させる任にあたる。

第 20 条 （常任四役の選出）

常任四役の選出は立候補制とし選挙を行う。ただし、立候補できるのは1～3年生で、4年生は選挙権のみを有する。選挙は12月末までに行わなければならない。

第 21 条 （構成）

常任四役は原則として、学友会長（常任委員長）1名、副学友会長（副常任委員長）6名、書記6名、会計6名で構成される。

2 学友会長は、常任委員会を統轄する。

3 副学友会長は、学友会長を補佐し、学友会長に事故があるときは、学友会長の職務を行う。

4 書記は、役員会の会議録を作成し、その末尾に署名してこれを保管する。保管期間は3年間とする。

5 会計は、本会の会計事務を行う。

6 常任四役の任期は1年間とする。

第6章 局

第22条（局の役割）

学生大会で承認された、各局の方針を執行する機関である。

第23条（局の種類）

局には、学祭局・体育局・報道局・渉外局を置く。

第24条（構成）

学祭局を除く各局にはそれぞれ、局長1名・副局長6名・書記3名の役員を置く。但し、必要な場合は、若干の増減を認める。

2 学祭局には、局長1名・副局長18名の役員を置く。但し、必要な場合は、若干の増減を認める。

3 役員を選出は、常任四役の指名による。

4 役員任期は1年間とする。

第25条（局会議の招集）

局員からなる各局会議は、局長がこれを招集する。

第7章 その他の機関

第26条（監査委員）

監査委員は、本会の事業に関する監査を行う。

2 監査委員は学生大会において選出する。

3 監査委員は、常任委員会構成員と兼ねることができない。

4 監査委員の任期は、学生大会における選出後1年とする。

第27条（選挙管理委員）

選挙管理委員は、本会の選挙に関する会務を行う。

- 2 選挙管理委員は、学生大会において選出する。
- 3 選挙管理委員は、常任委員会構成員と兼ねることができない。
- 4 選挙管理委員の任期は、1年間とする。

第28条 (クラブ協議会)

クラブ協議会は、各クラブ、同好会をまとめ、その活動の発展を図る。

- 2 クラブ協議会の構成・運営に関しては「松本大学課外活動団体運営要項」による。

第8章 会 計

第29条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会員の納入会費等をもって、これに充てる。
- 3 会員の会費は、学生大会において決定する。会費は会員1名につき15,000円とする。
- 4 本会会計事務は、常任委員会会計の他、本学学生課に委嘱する。

第30条 (予算)

本会の予算は、常任委員会において予算案を作成し、学生大会で議決する。

第31条 (決算)

毎会計年度会計は、決算に関する書類を作成し、監査委員がこれを監査する。

- 2 決算は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に学生大会の承認をえなければならない。

附則

1. この会則は、平成28年11月11日から施行する。

松本大学学友会 選挙規程細則

第1章 総 則

第1条 (選挙管理委員)

選挙管理委員は常任委員以外の者から選出する。

第2条 (目的)

本委員は松本大学学友会学則に定める学友会長・副学友会長・書記・会計(以下「常任四役」という)を公選する選挙制度を確立し、大学生活における民主的なる学友会の発展を期することを目的とする。

第3条 (選挙管理委員の任命)

選挙管理委員は、常任委員会が任命し、原則として3名とする。

第2章 常任四役の選出

第1節 選挙権

第4条 (選挙権)

学友会会員は、投票権を有する。

第5条 (被選挙権)

常任四役の被選挙権を有する者は、学友会会員1年生、2年生および3年生とする。

第2節 選挙期日

第6条 (選挙期間)

投票は毎年度12月中に行う。但し、日時は選挙管理委員がこれを定め告示する。

第3節 投 票

第7条 (選挙の方法)

選挙は投票により無記名で行う。

1 投票は、一人一票に限る。

2 投票は、信任する候補者に○印を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

第8条 (投票場)

投票は選挙管理委員の定める場所において行われる。

第9条 （委任及び代理投票）

委任および代理投票は認めない。

第10条 （投票用紙）

投票用紙は選挙管理委員の定める用紙で行う。

第4節 開票

第11条 （開票）

開票は選挙管理委員が行う。

第12条 （開票場）

開票は選挙管理委員の定めた場所で行う。

第13条 （無効投票）

下記の票は無効とする。

- （1）正規の用紙を用いない時
- （2）1票中に2つ以上○印を記載したもの
- （3）立候補者の名前の他に他事を記載したもの
- （4）○印以外のもの
- （5）その他選挙管理委員が不相当と認めたもの

第5節 常任四役の候補者

第14条 （立候補の届け出）

常任四役に立候補するものは選挙管理委員の規定する期間に選挙管理委員に所定の文書を届け出なければならない。

第15条 （立候補者の責任者）

立候補者は推薦責任者を1名必要とする。

立候補した者は推薦責任者になることはできない。

第16条 （立候補の取り消し）

立候補を止めるときには、少なくとも投票日の5日前までに選挙管理委員に届け出なければならない。

第6節 当選者

第17条 （当選者）

定数1名については最多数を得たものを当選とし、定数が複数の場合については上位から当選とする。

第7節 選挙特例

第18条 (候補者1名の場合)

候補者1名の場合は信任投票によって過半数を得た場合に当選者となる。

第19条 (立候補者なきとき及び不信任の場合)

期間内に立候補者なきとき及び不信任の場合は、再度候補者を募り同じ手続きによる選挙を行う。

第8節 選挙運動

第20条 (運動期間)

選挙運動期間は立候補のあった日から投票開始前日までとする。

第21条 (立会演説会)

立会演説会は選挙管理委員の規定する日時に行う。

第22条 (演説時間)

候補者の演説時間は選挙管理委員の規定する時間内で行う。

第23条 (公示物)

選挙運動による公示物の場所および枚数は選挙管理委員が指定する。

第9節 罰則

第24条

立候補者に選挙違反があると認められた場合、選挙管理委員は即座に立候補の取り消しおよび当選の取り消しをすることができる。

第3章 補則

第25条

本会は特別な事情がない限り選挙が終わると同時に選挙に関する一切の権限を放棄する。

第26条

本会則の改正は学友会常任委員会において全委員の過半数以上の賛成をもって発議し学生大会で決議する。議決は、現出席者に個人委任状を加えた総数の過半数をもって成立する。

第27条

選挙の結果全投票数が選挙権を有する会員の過半数未満の場合、選挙管理委員はその選挙

のやり直しを行う。

附則

1. この会則は平成28年11月11日から施行する。